

今冬の電力需給見通しを踏まえた愛知県の対応

通常時

〔 平成 26 年 12 月 1 日（月）～平成 27 年 3 月 31 日（火）の平日
 　（ただし、12 月 29 日～31 日、1 月 2 日を除く）の 9:00～21:00 〕

～あいちエコスタンダードなどの徹底～

（暖房）

- ・空調の適温化（暖房 19°C 以下）を一層徹底するよう、空調設備の適正運転を図る。

（照明）

- ・本庁舎等（本庁舎・西庁舎・自治センター）の玄関ホール・廊下等の照明をすべて消灯する（ただし、安全上支障がある場合等を除く）。また、地方機関・県有施設も本庁舎等に準じ、できる限り消灯する。
- ・トイレや倉庫などの使用していない部屋の消灯、昼休み及び全庁一斉定時退庁日の 18 時 30 分以降における消灯など、不要な照明機器の消灯を行うとともに、時間外勤務の縮減等を図り、照明機器等の電気使用量の削減を図る。

（エレベーター等）

- ・エレベーターの一部停止を行う（毎月 1 日は、本庁舎・西庁舎・自治センターの各 1 基を停止）。
- ・庁舎内の上り 2 階下り 3 階差までの移動にはできるだけエレベーターの使用を控えて階段を利用する。

（OA 機器）

- ・パソコン、プリンター等の OA 機器の電源スイッチはこまめに切り、席を離れる際は、ノートパソコンの蓋を閉じる。また、複写機やプリンターの省エネモードを活用するなど、OA 機器に関する省エネ対策を進める。

（その他の電気機器・設備）

- ・電気機器のコンセントプラグは、FAX 等、常時稼動させておく必要があるものを除いて退室時に抜くなど、不要不急の電気機器・設備の停止を行う。

（職員への啓発）

- ・毎週水曜日の「全庁エコアップ行動デー」には、庁内放送による呼びかけなど、全職員に対する意識の向上を促す。

（県民等への広報）

- ・県ホームページや広報あいち等を利用して、幅広く効果的な節電対策の実施等を情報発信する。
- ・職員が率先して家族にも働きかけ、家庭における省エネ・節電に取り組む。

※ 「あいちエコスタンダード」とは、事業者・消費者として環境に配慮した取組を自主的に推進していくため、県が行うすべての事務・事業について、具体的な取組目標や内容、推進体制などを定めた「愛知県庁の環境保全のための行動計画」です。

緊急時

（政府において「電力需給ひっ迫警報」が発令された場合）
 　～「緊急プログラム」の実施～

（照明）

- ◎安全を確保しながら、できる限り照明機器を消灯し、電気使用量の削減を強化する。
 - ・事務室の照明を原則 2 分の 1 消灯（業務上支障がある場合を除く）

（エレベーター等）

- ◎身障者をはじめ県民の皆様の利用に配慮しつつ、エレベーター等をできるだけ停止する。
 - ・本庁舎・西庁舎・自治センター>
 - ・エレベーターは、各庁舎 2 基のみ稼動（その他は、業務用 1 基を除き、すべて停止）
 - ・職員は、庁舎内の上り・下り 5 階差までの移動には、エレベーターの使用を控えて階段を利用する。

（地方機関・県有施設）

- ・本庁舎等の取組に準じ、エレベーター等を可能な範囲で一部停止

（OA 機器）

- ◎パソコン等の OA 機器の節電・省エネを一層進める。
 - ・昼の休憩時間中はパソコンの使用を原則停止
 - ・コピー室に複数あるコピー機は、原則 2 分の 1 を使用停止（電源 OFF）
 - ・事務室内のプリンター使用は原則 1 台に限る（複数ある場合には、1 台以外は電源を切る）

（その他の電気機器・設備）

- ◎不要不急の電気機器の使用停止を徹底する。
 - ・電気機器のコンセントプラグは使用するときにつなぐ（通常は抜いておく）。

（施設の特性に応じた対策）

- ・浄水場…除湿機等の一部停止等
- ・県営都市公園等…修景のための噴水・流水施設を停止（愛・地球博記念公園、あいち健康の森公園、尾張広域緑道など）

（県民等への広報）

- ◎県民や市町村に対して、電力需給に関する情報提供と一層の節電協力要請を行う。
 - ・県のホームページ等において、電力需給等に関する情報提供と一層の節電の呼びかけを行うとともに、市町村に対しても県の防災行政無線等を活用した情報提供・節電協力要請を実施